

◎システム登録が完了しないと医療機関等で資格確認できません

新たに共同健保の加入資格を取得した方が、マイナ保険証で医療機関等にかかるためには、提出いただいたマイナンバーに当健康保険組合の加入者であることを証明する資格情報を紐づける必要があります。この紐づけ作業（＝資格確認システムへの登録）には5日程度を見込んでください。

(1)マイナンバー等を事業所のご担当者様に提出してください

医療機関等でトラブルなく資格情報を確認できるようにするため、共同健保に新規加入する方は、各事業所のご担当者様にマイナンバー、氏名、生年月日、性別、住所等を提出してください。それをもとに、各事業所のご担当者様から当組合へ必要な届出（資格取得届や被扶養者異動届の提出）を行っていただきます。なお、任意継続被保険者の方は事業主を経由する必要はありません。

(2)当組合が届出を受領した後、5日以内にデータ登録します

届出を受領した後、マイナンバー等が正確に記載されている場合、当組合は5日以内に資格確認システムへデータ登録できるよう努めます。データ登録しないと医療機関等でマイナ保険証による資格確認ができません。ただしマイナンバーの不記載や不正確なとき、処理が集中する時期等は相当の日数が必要です。システム登録が完了したら「資格情報のお知らせ」を交付します。

(参考)一般被保険者の資格取得時の手続フロー例

